

サービス管理責任者資格要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数		
			国家資格者※1	有資格者※3	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示イ（１）（一）〕	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
		b 児童相談所、更生相談所（身体・知的）、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設※4、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		e 盲学校・聾学校・特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			
		f 保険医療機関（病院・診療所）において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （２）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現；介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （３）上記a・b・c・d・eに従事した期間が１年以上である者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			
	(二) 直接支援の業務 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者の入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示イ（１）（二）〕	g 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設※4、介護老人保健施設及び療養病床において介護業務に従事する者		5年以上	8年以上
		h 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業に従事する者			
		i 保険医療機関（病院・診療所）、保険薬局、訪問看護事業所の従業者			
		j 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		k 盲学校・聾学校・特別支援学校の従業者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			

※１ 下記の（１）及び（２）のいずれにも該当する者

（１）上記（一）の相談支援の業務及び上記（二）の直接支援業務の実務経験が通算して３年以上の者

（２）国家資格等※2による従事期間が通算して３年以上の者（国家資格の期間と相談・直接支援業務の期間が同時期でも可）

※２ 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理師の資格をいう。

※３ 上記（二）の直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

（１）社会福祉主事任用資格を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）

（２）保育士

（３）児童指導員任用資格者、

（４）訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現；介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者

（５）精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者

※４ 老人福祉施設とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター

１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上あることをいうものとする。